

個体数調整の可能性やあり方などの 検討について

令和4年12月20日

北海道環境生活部自然環境局
野生動物対策課ヒグマ対策室

北海道ヒグマ管理計画（第2期）について

計画の管理目標

- 人身被害の発生を可能な限りゼロにする
- 人里への出没、農業被害の発生を減少させる
- 各地域個体群の個体数指数を予防水準以下には下げない

軋轢の抑制

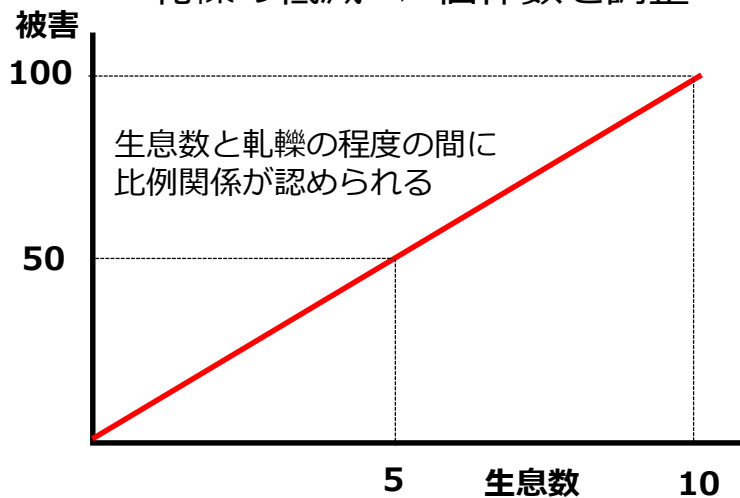
個体群の
存続

軋轢の抑制（エゾシカとヒグマの違い）

- 問題個体を選択的に排除する
- 新たな問題個体を発生させない（ごみや農作物の管理の徹底など）

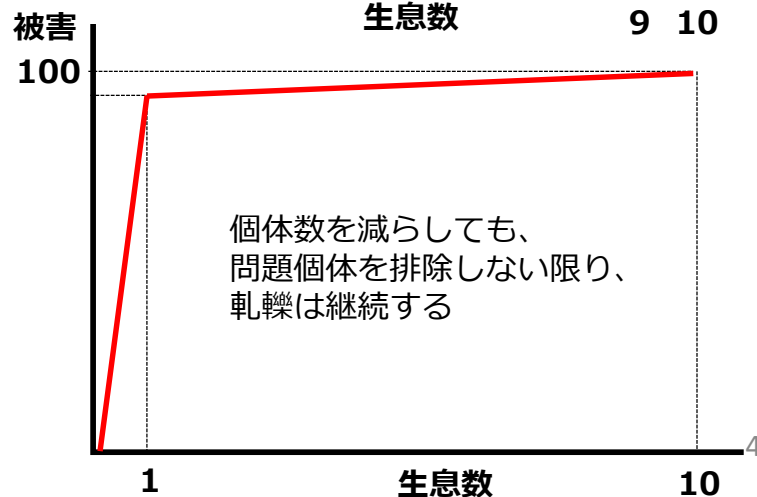
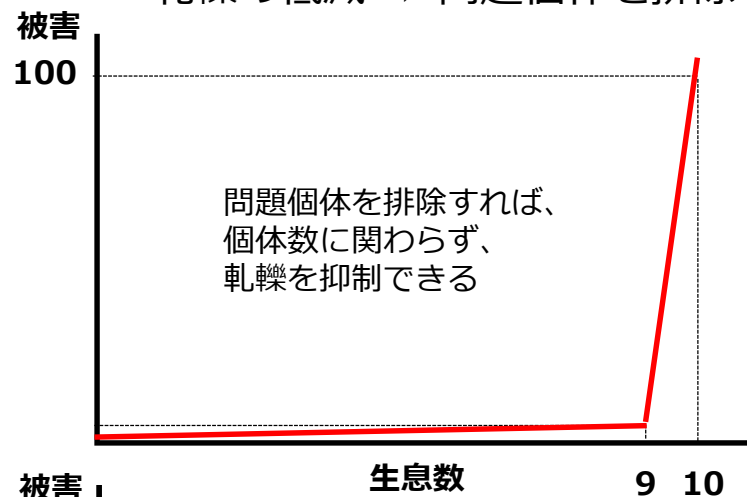
エゾシカ：軋轢は生息数に比例

軋轢の低減 ⇨ 個体数を調整



ヒグマ：軋轢は問題個体に起因

軋轢の低減 ⇨ 問題個体を排除

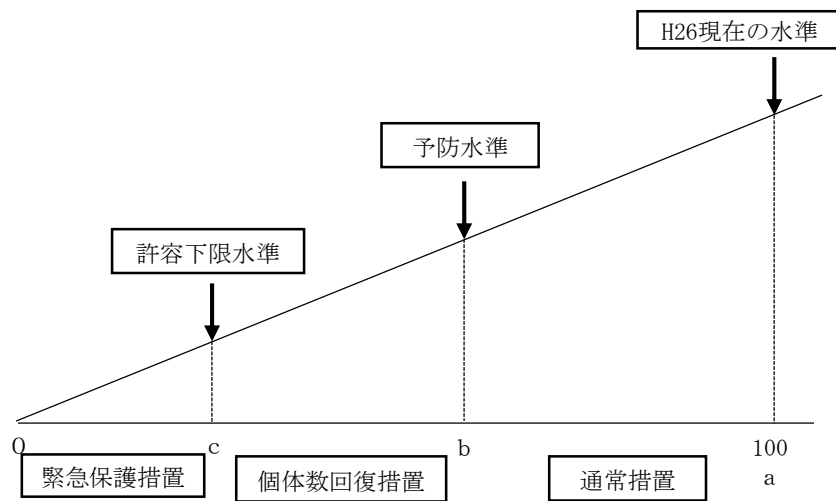


指数動向による個体数管理

- 平成26年（2014年）現在における地域毎の満1歳以上の個体の推定生息数の指数を100として、予防水準、許容下限水準に当たる指数の数値を地域毎に設定
- 指数の動向で個体数管理を実施

北海道ヒグマ管理計画（第2期） p16、17

令和2(2020)年時点の個体数と平成26(2014)年時点をもとにしたときの管理指数



地域名	個体数中央値	指数		
		現行水準 (a)	予防水準 (b)	許容下限水準 (c)
① 渡島半島	1,840	110	24	12
② 積丹・恵庭	760	127	67	34
③ 天塩・増毛	850	126	59	30
④ 道東・宗谷	3,980	—	—	—
a 西部	2,330	90	15	8
b 東部	1,650	105	25	13
⑤ 日高・夕張	4,260	125	10	5

地域別の捕獲上限数の設定

- メスの捕獲が個体群の動向に顕著な影響を与えることから、様々なメスの捕獲数ごとに予測を行った結果、現地点から10年後の令和13年(2031年)時点における絶滅確率を5%以下とする捕獲上限を定めた
- 豊凶などの環境変動によって捕獲数も年次変動することから、計画期間の5年間(R4~9年度)のメスの総捕獲数に上限を設けて管理する

北海道ヒグマ管理計画 p17、18

地域別メス捕獲上限

地域名	R 2 個体数 中央値	計画期間(R4~9年度) 総メス捕獲 上限数	【参考】 H28~R2間 年平均メス捕獲数(実績)
① 渡島半島	1,840	500	58
② 積丹・恵庭	760	60	7
③ 天塩・増毛	850	60	5
④ 道東・宗谷	3,980	875	121
a 西部	2,330	600	88
b 東部	1,650	275	33
⑤ 日高・夕張	4,260	825	65

検討テーマ

「個体数調整の可能性やあり方など」

検討テーマ 「個体数調整の可能性やあり方など」

北海道ヒグマ管理計画（第2期） p10

- ・ 昨今、全道各地において、農業被害の増加や、人の生活圏に隣接した地域や市街地へ出没するなど従前とは異なる出没形態が増加
- ・ 最新の生息状況などの科学的データを精査し、専門家の意見等を十分に踏まえつつ、**本計画の目的を達成するための個体数調整の可能性やあり方など**についての検討を早期に開始

現状の課題？

軋轢抑制

(現状の対策)

- ・ 問題個体の排除に向けた管理
- ・ 問題個体の特定や問題個体数の把握
- ・ 問題個体を発生させない取組

等

個体群存続

(現状の管理方法)

- ・ 個体数指数を用いて個体数管理
- ・ メスの総捕獲数に上限を設けて管理

等

将来の懸念？

対策しなければ・・・

例えば

軋轢の増加
個体数の増加

課題や将来の懸念を踏まえ、個体数管理の可能性やあり方を検討

- ・ ヒグマとの軋轢回避のために個体数管理は必要か？
- ・ 必要な場合、どのような手法があり得る？